

(公印省略)
答申第 175 号
令和6年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中川丈久

保有個人情報の部分開示決定等に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和6年1月10日付け諮問第130号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

請求者の子に係る児童支援記録等

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が、部分開示及び不開示とした決定は妥当である。

第 2 経緯

1 保有個人情報の開示請求及び実施機関の決定

(1) 部分開示決定及び不開示決定（令和 4 年10月24日付け）について

ア 開示請求

令和 4 年 9 月30日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）第14条第 2 項の規定により、実施機関に対し、審査請求人及び審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に関する全資料（本件児童の健康状況、学習状況等）を保有個人情報の内容を対象とする開示請求（以下「本件請求①」という。）を行った。

イ 補正依頼

令和 4 年10月 3 日、実施機関は本件請求①を受領したが、形式上の不備があったため、審査請求人に補正を求め、同月18日に審査請求人から提出された補正書を受領した。

ウ 本件請求①に係る部分開示決定及び不開示決定

令和 4 年10月24日、実施機関は、保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分①- 1」という。）及び不開示決定（以下「本件処分①- 2」という。）をし、同日付けで部分開示決定通知書及び不開示決定通知書を送付した。

(2) 不開示決定（令和 4 年11月 1 日付け）について

ア 開示請求

令和 4 年10月 5 日、審査請求人は、条例第14条第 2 項の規定により、実施機関に対し、審査請求人及び本件児童に関する全資料（本件児童の健康状況、学習状況等並びに特定の医療機関から受領した紹介状、医療情報提供書及びカルテ）を保有個人情報の内容を対象とする開示請求（以下「本件請求②」という。）を行った。

イ 補正依頼

令和 4 年10月12日、実施機関は本件請求②を受領したが、審査請求人が本件児童の法定代理人であることを証する書類の提出がなかったため、同

月21日付けで審査請求人に補正を求め、同月25日に審査請求人から提出された住民票、補正書を受領した。

ウ 本件請求②に係る不開示決定

令和4年11月1日、実施機関は、保有個人情報の不開示決定(以下「本件処分②」という。)をし、同日付けで不開示決定通知書を送付した。

2 審査請求

審査請求人は、令和4年11月7日付けで本件処分①-1、本件処分①-2及び本件処分②を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、兵庫県知事に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

3 諮問

令和6年1月10日、実施機関は、条例第42条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対し、本件審査請求について諮問した。

4 本件審査請求に係る対象保有個人情報

本件審査請求に係る対象保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)は、西宮こども家庭センター(以下「センター」という。)が保有する、相談受理以降開示請求がされるまでの間のセンターにおける審査請求人及び本件児童との通話記録や面接記録、関係機関との通話記録や協議内容を中心に要約した経過記録、本件児童に係る医学検査票、生化学検査、血液検査、尿検査、血圧検査票、診断書、一時保護委託施設における行動記録、日記、日誌、学力テスト、学習状況、特定の医療機関から受領したカルテ、紹介状、診療情報提供書及び眼科から受領した診療情報提供書並びに本件児童に係る県内の児童養護施設ないし特定施設の資料である。

ただし、本件審査請求に係る部分開示決定及び不開示決定より前に審査請求人に対して行われた開示決定、部分開示決定及び不開示決定の対象となった保有個人情報は除かれている。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分①－ 1、本件処分①－ 2及び本件処分②を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

処分庁はその理由を「受領していない」「関係機関の協力が得られなくなる、適正な遂行に支障（第16条第7号）」「本人の意思（後日、事実と反することが、再三、判明）」などと述べているが、そもそも虐待の事実がない誤認保護（不適切な業務遂行）、匿名の児相精神科医、児相眼科医の誤診連発により、児童の福祉（児童・保護者への人権）侵害（児童福祉法第1条「児相による児童虐待」、憲法21条に基づく「知る権利」他）している事案である。親権者の医療同意権インフォームドコンセント侵害である。非公開により、事実を隠蔽することが常態化し、今後、誤認保護による子どもや市民への更なる被害が拡大することは明白である。不適切な業務を隠蔽する目的での情報隠匿、児相施設内で児童に対する虐待（福祉侵害）が常態化している現状、適正な業務遂行のためには、非公開事由該当性は厳格に審査すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 不開示決定の理由

本件処分①－ 1に係る経過記録の不開示部分は、関係機関名及び意見表明支援員名（以下「不開示情報①」という。）が記載されている。これらの情報は、実施機関の児童相談事務に関する情報であって、開示することにより、今後、関係機関や意見表明支援員からの協力が得られなくなることにより、必要な情報の聴取が困難になる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第16条第7号に該当する。

なお、請求人が兵庫県内の児童養護施設に存在すると主張している審査請求人の子に関する資料は、兵庫県内に県立の児童養護施設は存在しないため、兵庫県が実施機関ではないため、回答する権限はない。

また、特定施設に存在すると主張している本件児童の資料においても、兵庫県が実施機関ではないため、回答する権限はない。

本件処分①－ 2及び本件処分②に係る本件児童の医学検査票、生化学検査、血液検査、尿検査、血圧検査票、診断書、一時保護委託施設における行動記録、日記、日誌、学力テスト、学習状況、医療機関から受領したカルテについては、関係機関より受領していないため保有しておらず、不開示としたものである。

また、本件児童に係る医療機関から受領した紹介状、診療情報提供書及び眼科

から受領した診療情報提供書については、センターが受領したが、開封せずに受診先医療機関に渡しているため、センターには現存しておらず、不開示としたものである。

2 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報について実施機関の行った処分においては、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求①及び②について

本件開示請求①及び②に対し、実施機関は、条例第16条第2号及び第7号に該当するとして本件処分①-1を行い、実施機関において保有していないことを理由として、本件処分①-2及び本件処分②を行った。

これに対し、審査請求人は、全ての開示を求めているが、実施機関はいずれの処分も妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示情報妥当性について検討する。

2 不開示情報妥当性について

(1) 不開示情報①について

審議会が見分したところ、不開示情報①は、センターが児童相談事務を行うに当たって協力を得なければならない関係機関及び関係者(以下「関係機関等」という。)の名称や氏名である。

当該不開示情報を開示することとすると、一時保護措置を行っている対象児童が保護されている施設名といった関係機関等の名称及び関係者の氏名が明らかとなる。対象児童の保護者がこのような情報を知ることができるようになれば、一時保護措置を行っている対象児童の施設に対して、対象児童の保護者が訪問や問合せをすることにより対象児童との接触を図ることができるようになるほか、対象児童の保護者がセンター及び関係機関等が執った措置に対応して、当該措置を妨げ、あるいは阻む行動をとることができるようになることを鑑みると、当該部分を開示することにより対象児童及び対象児童の保護者に対してセンターが行う相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、不開示情報①は、条例第16条第7号に該当し、不開示とすること

が妥当である。

(2) 不存在とされた情報について

実施機関は、本件処分①－２及び本件処分②に関し、「本件児童に係る医学検査票、生化学検査、血液検査、尿検査、血圧検査票、診断書、一時保護委託施設における行動記録、日記、日誌、学力テスト、学習状況、医療機関から受領したカルテについては、関係機関より受領していない」と説明し、対象保有個人情報不存在であるとしているが、これらの対象保有個人情報は実施機関が文書を作成するものでないし、実施機関において、これらの対象保有個人情報を関係機関から必ず受領すべき特段の事情も見当たらず、当該説明につき不合理、不自然な点は認められない。

次に、実施機関は、「本件児童に係る医療機関から受領した紹介状、診療情報提供書および眼科から受領した診療情報提供書については、センターが受領したが、開封せずに受診先医療機関に渡しているため、センターには現存していない旨の説明により対象保有個人情報不存在であるとしているが、これらの対象保有個人情報についても、医療機関間の紹介に基づく受診に際し通常想定されるものであり、当該説明につき不合理、不自然な点は認められない。

また、その他審査請求人が県内の児童養護施設ないし特定施設に存在すると主張する本件児童に関する資料においても、実施機関が保有する特段の事情は見受けられない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年1月10日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和6年1月26日 第1部会（第99回）	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年3月21日 第1部会（第101回）	・ 審議
令和6年3月27日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 中 本 浩 一

委 員 西 片 和 代